

答申行政第115号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年2月24日付け、防第211号で行った公文書開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和5年2月15日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

別紙①に記載の「工事番号第〇〇号」が「令和〇年災」とであると判断した根拠がわかるもの、別紙②をよく見てください

なお、別紙①は「令和〇年発生災害復旧工事設計書」との標題で、「水害国補第〇〇号」等の付記がなされている文書であり、また、別紙②は「市道〇〇〇〇線」の全面通行禁止に係る岡山県ホームページ「岡山県道路情報」の内容が示された文書である。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、「監第〇〇号（令和〇年〇月〇日）令和〇年発生公共土木施設災害復旧事業（市町村工事）の国庫負担申請について（進達）」（以下「本件開示公文書」という。）と特定した上で、本件対象公文書の全部を開示する本件処分を行い、令和5年2月24日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和5年5月7日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和5年12月11日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「工事番号第〇〇号」が「令和〇年災」であることがわかるものを開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示請求した公文書は、「工事番号第〇〇号」が「令和〇年災」であると判断した根拠がわかるものであるが、実施機関が開示したものは全く別の物である。

「工事番号第〇〇号」が「令和〇年災」であると判断した根拠がわかる公文書として、災害報告書、被害写真等、目論見書、査定設計書、添付図面等の開示を求める。処分庁は、災害報告書については全面開示拒否をしているが、報告者の名前をマスクングして開示すれば、災害発生日が判明する。

処分庁は、「市道〇〇〇〇線」を全面通行禁止にした日時がわかるものを保有しているはずだが開示されていない。

処分庁は、実地査定が行われたものを保有しているはずだが、開示されていない。

審査請求人は「工事番号第〇〇号」が「令和〇年災」であると判断した根拠がわかるものを開示請求したが、処分庁は完全に的外れのものを開示したので、理由付記の不備であることは明らかであることから、本件処分は取り消されるべきである。

「岡山県道路情報」からすれば「工事番号第〇〇号」に係る災害（以下「本件災害」という。）が「平成〇年災」であることは明白であるので、実施機関は事実を明らかにするべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

本件対象公文書を「工事番号第〇〇号」の〇〇市の災害復旧工事（以下「本件災害復旧工事」という。）が「令和〇年の災害として災害復旧費を活用した災害復旧工事であると判断した根拠」がわかる書類と解し、当該判断は、通常公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「災害復旧令」という。）第6条の規定による災害復旧事業の事業費（以下「災害復旧事業費」という。）の決定を受けることを目的とした〇〇市からの国庫負担申請をもって行っていると解釈されることから、本件開示公文書を本件対象公文書として特定したものである。なお、審査請求人が開示されていないと主張する目論見書については、本件開示公文書に含まれている。

審査請求人が主張する災害報告書については、確かに、災害復旧令第5条において規定されており、令和〇年の災害についての〇〇市からの災害報告も、岡山県が国土交通省に報告している。しかし、その内容は被災した概算の箇所数及び費用などを報告するものであり、〇〇市が本件災害復旧工事について令和〇年に災害を受けた災害復旧事業として災害復旧事業費の決定を受けることを目的としたものではない。そのため、災害報告書は本件対象公文書として特定しなかったものである。なお、災害報告と国庫負担申請とは、必ずしも一致するものではない。

また、審査請求人が開示を求めている査定設計書、添付図面及び被害写真については、令和〇年〇月〇日付けで〇〇市から実施機関に提出された「公共土木施設災害復旧事業廃止報告」に添付されていたものであり、本件災害復旧工事が令和〇年の災害として災害復旧費を活用した災害復旧工事であるとの判断の根拠とはなっていない

ことから、本件対象公文書には当たらない。

なお、本件開示公文書並びに審査請求人が開示を求めている災害報告書、被害写真、査定設計書及び添付図面は、いずれも審査請求人からの本件開示請求に先立つ別件の公文書の開示請求を受けて審査請求人にその写しの交付をしており、本件対象公文書の特定に当たっては、審査請求人に「同じ公文書を開示決定して交付することになるが、それでも良いか」及び「令和〇年災であると判断した根拠は国庫負担申請書類であるが、前回の開示決定で交付した公文書であるため、重複して交付することになるが、それでよいか」ということを電話で確認し、審査請求人から了承を得ている。

また、本件開示請求における別紙②の資料については、本件災害復旧工事は、〇〇市から令和〇年の災害として公文書で報告を受けているものであるもので、本件対象公文書の特定に影響するものではない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第2の1の公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

3 本件処分について

審査請求人は、審査請求人が開示請求した公文書は、「工事番号第〇〇号」が「令和〇年災」とであると判断した根拠がわかるものであるが、実施機関が開示したものは全く別の物であり、本件災害復旧工事に係る災害報告書、被害写真等、目論見書、査定設計書、添付図面等が本件対象公文書に該当すると主張して、これらの開示を求めている。

一方で、実施機関は、本件災害復旧工事についての「令和〇年災」とであるとの判断とは、令和〇年の災害として災害復旧費を活用した災害復旧工事であるとの判断であり、当該判断は災害復旧令第6条の規定による〇〇市からの国庫負担申請をもって行っていると解釈されることから、本件開示公文書を本件対象公文書として特定し、その上で、本件処分を行うに当たって、本件開示公文書が本件対象公文書となる旨を審査請求人に確認して了承を得ており、また、災害報告書は、被災した概算の箇所数及び費用など報告するものであり、〇〇市が本件災害復旧工事について令和〇年に災害を受けた災害復旧事業として災害復旧事業費の決定を受けることを目的としたものではないこと、査定設計書、添付図面及び被害写真は、令和〇年〇月〇日付けで〇〇市から提出されたものであることから、いずれも本件対象公文書には該当しないと説

明している。

審査会において、これらの主張及び説明を踏まえ、実施機関に、本件災害復旧工事に係る災害報告書等の関連文書の提出を求めてこれらの文書を見分し、その内容も踏まえて実施機関の説明を検証したところ、本件災害復旧工事は、〇〇市が災害復旧事業費の決定を受けて実施しようとしたものであることから、本件対象公文書は本件災害復旧工事が「令和〇年の災害として災害復旧費を活用した災害復旧工事であると判断した根拠」がわかる書類であり、当該判断は〇〇市からの災害復旧事業費に係る国庫負担申請をもって行っているものであるとの実施機関の解釈に、不合理な点は認められない。

その上で、実施機関は、本件処分に先立って、審査請求人に本件対象公文書は本件災害復旧工事に係る国庫負担申請書類であることを説明して了承も得ていると認められることから、本件開示公文書を本件対象公文書と特定した実施機関の判断は妥当であり、本件対象公文書の全部を開示した本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人が本件審査請求において開示を求めている公文書のうち、目論見書は本件開示公文書に含まれており、また、査定設計書、添付図面及び被害写真は、その保有の経緯から、実施機関における本件災害復旧工事を令和〇年の災害として災害復旧費を活用した災害復旧工事であるとの判断の根拠となった公文書とは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件処分には理由付記の不備があると主張するが、理由付記については、条例第11条第3項において、「実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面に当該決定の理由（当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日）を付記しなければならない」とされ、また、岡山県行政手続条例（平成7年岡山県条例第30号）第8条第1項において、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」とされているところ、本件処分は、前述のとおり、本件開示請求に対して本件対象公文書の全部を開示するものであり、「開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないとき」及び「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合」には当たらないことから、これらの規定の適用はないものである。

その他、審査請求人は、実施機関は本件災害が「平成〇年災」であることを明らかにすべきである、処分庁は「市道〇〇〇〇線」を全面通行禁止にした日時がわかるものを保有しているはずだが開示されていない等を主張しているが、これらの主張はいずれも本件処分の当否に関するものとは認められず、審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和5年12月11日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年6月19日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和6年7月30日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和6年8月27日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和6年9月27日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和6年10月22日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
伊 藤 健	岡山大学学術研究院社会文化科学 学域・法学部講師	
豊 田 ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学名誉教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。